

後期高齢者医療特別会計〔保健福祉部 国保年金課 所管〕

１．概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、これまでの老人保健制度に代わる制度として平成 20 年 4 月に創設された。

茨城県においては、県内すべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者医療の運営主体となり、被保険者の認定や保険料の賦課、医療の給付や保健事業等を行い、市町村は各種届出の申請受付や相談業務などの窓口業務、保険料の徴収などを行う。

２．歳入の状況

(単位：千円，％)

款	項	31 年度	構成比	30 年度	構成比	増減額	増減率
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	473,113	81.6	433,126	81.2	39,987	9.2
使用料及び手数料	手数料	35	0.0	30	0.0	5	16.7
繰入金	他会計繰入金	106,428	18.3	99,968	18.7	6,460	6.5
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		580	0.1	637	0.1	△57	△8.9
	延滞金、加算金及び過料	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	償還金及び還付加算金	480	0.1	480	0.1	0	0.0
	雑入	0	0.0	57	0	△57	皆減
歳入合計		580,157	100.0	533,762	100.0	46,395	8.7

３．歳出の状況

(単位：千円，％)

款	項	31 年度	構成比	30 年度	構成比	増減額	増減率
総務費		34,192	5.9	32,992	6.2	1,200	3.6
	総務管理費	30,560	5.3	29,342	5.5	1,218	4.1
	徴収費	3,632	0.6	3,650	0.7	△18	0
後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	544,484	93.8	499,289	93.5	45,195	9.0
諸支出金		481	0.1	481	0.1	0	0.0
	償還金及び還付加算金	480	0.1	480	0.1	0	0.0
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.2	1,000	0.2	0	0.0
歳出合計		580,157	100.0	533,762	100.0	46,395	8.7

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,632	3,650	△ 18	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,632	3,650	△ 18	事務費等繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、後期高齢者医療保険料徴収業務を市町村が行うこととなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

後期高齢者医療保険財政の財源を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

被保険者へ納付書等の送付、収納管理及び徴収等を行う。徴収は2通りの方法で行い、普通徴収（納付書等による納付）と特別徴収（年金天引き）がある。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	544,484	499,289	45,195	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	544,484	499,289	45,195	現年度分特別徴収保険料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、市は被保険者が納付した保険料と、市が負担する保険基盤安定納付金を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の健全な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

被保険者が納付した保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。また、保険料軽減措置により減額された保険料を保険基盤安定制度により公費（県3/4，市1/4）で補填し納付する（保険基盤安定納付金）。